

令和8年5月21日(木)



滋賀県スマート・ライフスタイル普及促進事業補助金 説明会



しがCO₂
ネットゼロ
ムーブメント

滋賀県総合企画部
CO₂ネットゼロ推進課



公益財団法人
淡海環境保全財団
(滋賀県地球温暖化防止活動推進センター)

本説明会でお示した内容について、事業開始までに一部変更となる可能性があります。 2

家庭の省エネ化・再エネ導入を支援



再エネ設備の導入
断熱・省エネ性能の向上



快適なライフスタイルの実現
家庭部門におけるCO₂排出削減

◆スマート・ライフスタイル普及促進事業



(重点対策加速化事業)
より省CO₂に繋がる
設備の導入

断熱改修
(窓断熱含む)
高機能換気
高効率空調設備
高効率照明機器

PPA リース活用可
FIT不可(補助金拡充)

太陽光発電
蓄電池
高効率
給湯器

30%以上省CO₂効
果が得られる

(基本対策推進事業)
省CO₂の基本となる事業

PPA リース活用不可
FIT可

太陽熱
V2H
窓断熱

その他

昨年度からの主な変更点

令和7年度事業からの主な変更点



- 重点対策加速化事業のメニュー区分を
再エネ分と省エネ分に分割
 - 促進区域内再エネ導入推進事業を重点対策加速化事業（再エネ分）に統合
 - 促進区域内の新築は対象外に

	メニュー名	対象設備	備考
①	基本対策推進事業	従来どおり	
②	重点対策加速化事業(再エネ分)	太陽光発電システム、蓄電池	促進区域は上限なし (新築は対象外)
③	重点対策加速化事業(省エネ分)	高効率給湯器、高効率空調設備、高機能換気設備、高効率照明機器、断熱設備	令和7年度重点対策加速化事業の一部と同様



重点支援地方交付金を活用した補助金予算枠の拡大

国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）を活用し、重点対策加速化事業（省エネ分）の補助金予算枠を拡大したため、より多くの方にご利用いただけます。

事業名	令和8年度	令和7年度	増減
基本対策推進事業	37,550	37,550	0
重点対策加速化事業 (省エネ・再エネ分含む)	248,320	144,805	103,515
計	285,870	182,355	103,515

(単位:千円)

令和7年度事業からの主な変更点



- 登録申込制度に有効期限を設定
- 有効期限は申請時期によらず 令和8年12月28日(月)
- 有効期限を超過した場合、登録は失効。

※令和8年12月28日（月）までに事業を実施していることが分かる文書(契約書、実施状況写真等)を提出した場合には、令和9年2月10日まで延長を可能とします。

令和8年度スマート・ライフスタイル
普及促進事業補助金



- ・個人用既存住宅において、対象設備を設置する事業が対象。
- ・補助の対象は、対象設備の設置・導入に要した経費(消費税および地方消費税は除く。)とする。
- ・エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- ・各種法令等に遵守した設備であること。
- ・整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。
- ・中古設備は、原則交付対象外とする。
- ・対象設備設置の施工者が滋賀県内事業者(滋賀県内に本店又は事務所機能を有する支店等がある事業者)であること。
- ・原則、同一の対象設備の更新は補助対象外。



1. 基本対策推進事業

過年度から実施してきた県事業を基本的対策として継続して支援する。

対象：太陽光発電システム、高効率給湯器(エネファーム、その他給湯器)、太陽熱利用システム、家庭用蓄電池、V2H、窓断熱設備

県一般財源
を活用

2. 重点対策加速化事業(再エネ分)

住宅用の再エネ設備に対して、補助金の予算枠を拡充して支援を行う。

対象：太陽光発電システム、家庭用蓄電池

地域脱炭素移行・再エネ推進
交付金(環境省)および
物価高騰対応
重点支援地方
創生臨時交付
金を活用

3. 重点対策加速化事業(省エネ分)

断熱・省エネ性能が高い設備に対して、補助金の予算枠を拡充して支援を行う。

対象：高効率給湯器(エネファーム、その他給湯器)、高効率空調設備、高機能換気設備、高効率照明機器、断熱改修

※平成24年度以降に今年度申請する設備と同一区分の設備の補助を受けていない方が対象
(スマート・エコハウス普及促進事業補助金等)

基本対策推進事業



設備名	設備要件	補助要件	補助金額 (定額)	
住宅用太陽光発電システム	固定価格買取制度(FIT)の事業計画認定を受けたものであり、当該認定容量が2kW以上、10kW未満(増設の場合においては、増設分が2kW以上、既設分との合計が10kW未満)のシステムであること。	太陽光発電の設置と併せて、2万円以上のHEMSを購入する場合または他の対象設備を設置する場合に補助対象とする。	4万円	
高効率給湯器 (エネファーム)	一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が登録した機器であること。		6万円	
高効率給湯器 (エネファーム以外)	電気ヒートポンプ給湯器 (エコキュート等)	年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.7以上であること。(JIS規格)または、年間給湯効率が3.1以上であること。(JRA規格)	以下のいずれかの場合に補助対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。 ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 ※太陽光発電はいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。	2万円
	潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)	給湯部熱効率が90%以上であること。		
	潜熱回収型石油給湯器 (エコフィール)	連続給湯効率が90%以上であること。		
	ハイブリッド給湯器	電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が90%以上であること。		
太陽熱利用システム	JIS規格に準拠しているものまたは一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)に認定された機器であること。			
家庭用蓄電池	太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているもの。蓄電容量(複数台の場合はその合計)が1kWh以上かつ定格出力が500W以上であるもの。	以下のいずれかの場合に補助対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。 	5万円	
V2H(ヴィークル・トゥ・ホーム)	太陽光発電システムと常時接続し、電気自動車等の蓄電池から電力を取り出し、分電盤を通じて、住宅の電力として使用するために必要な機能を有するものであること。		4万円	
窓断熱設備	窓断熱設備設置の際の工法はガラス交換、内窓設置、外窓交換のいずれかとする。設備を設置する開口部の総面積が8㎡以上かつ、施工後の開口部熱貫流率が3.49W/㎡K以下となること。内窓設置の場合は、原則、建具やガラス等の仕様は問わない。		2万円	

重点対策加速化事業(再エネ分)



設備名	主な設備要件	主な補助要件	補助率	補助 上限額
住宅用太陽光 発電システム	<u>固定価格買取制度(FIT)およびFIP制度の事業計画認定を受けないものであり、当該設備容量が2kW以上(増設の場合においては、増設分が2kW以上)のシステムであること。</u>	<u>自家消費率が30%以上であること</u>	7万円/kW	30万円 (促進区域内 は上限なし)
家庭用蓄電池	太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるものであり、 <u>停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</u>	本事業で導入する「 <u>住宅用太陽光発電システム</u> 」の付帯設備であること	蓄電池の価格(円/kWh)の1/3 (ただし、下記価格(※)の1/3 を上限とする) ※ 15.5 万円/kWh(工事費込 み・税抜き)	30万円 (促進区域内 は上限なし)

重点対策加速化事業(省エネ分)



設備名	主な設備要件	主な補助要件	補助率	補助上限額
高効率給湯器 (エネファーム)	一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)が登録した機器であること。同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。		補助対象経費の1/2以内	35万円
高効率給湯器 (エネファーム以外)	ハイブリッド給湯器	従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであり、電気式ヒートポンプと潜熱回収型ガス機器を併用するシステムで、ガス機器の給湯部熱効率が90%以上であること。	補助対象経費の1/2以内	22万円
	電気ヒートポンプ給湯器 (エコキュート等)	従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであり、年間給湯保温効率または年間給湯効率が2.7以上であること。(JIS規格)または、年間給湯効率が3.1以上であること。(JRA規格)		20万円
	潜熱回収型ガス給湯器 (エコジョーズ)	従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであり、給湯部熱効率が90%以上であること。		10万円
	潜熱回収型石油給湯器 (エコフィール)	従来の給湯機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるものであり、連続給湯効率が90%以上であること。		
断熱設備 (壁・窓等断熱改修)	導入する製品については環境省「既存住宅の断熱リフォーム支援事業」、改修する居室等と部位については、同事業のエネルギー計算結果早見表を参考とし、居間又は主たる居室(就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等)を中心に改修、導入する断熱材及び窓・ガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分(外気に接する部分)全てに設置・施工すること。	専用住宅であること(店舗、事務所等との併用は不可)	補助対象経費の1/3以内	120万円
高効率空調設備 (エアコン等)	従来の空調機器等に対して30%以上省CO2 効果が得られるもの。		補助対象経費の1/2以内	5万円
高機能換気設備	平時に活用するものであり、以下の要件を全て満たすこと。 ・全熱交換器(JIS B 8628 に規定されるもの)であること ・必要換気量(一人当たり毎時 30 m ³ 以上)を確保すること ・熱交換率 40%以上(JIS B 8639 で規定)であること	本事業で「住宅用太陽光発電システム」、「高効率給湯器」、「断熱設備(壁・窓等断熱改修)」いずれかとあわせて行うこと。	補助対象経費の1/2以内	5万円
高効率照明機器 (LED照明)	調光制御機能(※1)を有する LED に限る ※1照明制御機能を有するLEDをいい、以下のいずれかの機能を有するLEDのこと ・スケジュール制御 ・明るさセンサによる一定照度制御 ・在/不在調光制御		補助対象経費の1/2以内	1万円

重点対策加速化事業(再エネ分)と基本対策推進事業の要件等の主な相違点



住宅用太陽光発電システム

	主な相違点	補助率	補助金額 (上限額)
1. 基本対策推進事業	<ul style="list-style-type: none">○FITの認定を取得すること。○設置と併せて、2万円以上のHEMSを購入するもしくは他の対象設備を設置すること。○PPA、リース契約の利用は不可	定額	4万円
2. 重点対策加速化事業 (再エネ分)	<ul style="list-style-type: none">○FIT又はFIP制度の認定を取得できない。○需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上とすること。○PPA、リース契約の利用が可能。	7万円/kW	30万円 (促進区域内は上限なし)

重点対策加速化事業(再エネ分)と基本対策推進事業の要件等の主な相違点



蓄電池

	主な相違点	補助率	補助金額 (上限額)
1. 基本対策 推進事業	<p>○太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるもの。JIS規格または一般社団法人電池工業会規格に準じているもの。蓄電容量(複数台の場合はその合計)が1kWh以上かつ定格出力が500W以上であるもの。</p> <p>○以下のいずれかの場合に補助対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。 	定額	5万円
2. 重点対策 加速化事業 (再エネ分)	<p>○太陽光発電システムと接続し、同システムが発電する電力を充放電できるものであり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>○本事業で導入する「<u>住宅用太陽光発電システム</u>」の付帯設備であること</p>	<p>蓄電池の価格(円/kWh)の1/3(ただし下記価格(※)の1/3を上限とする)</p> <p>※ 15.5 万円/kWh (工事費込み・税抜き)</p>	<p>30万円 (促進区域内は上限なし)</p>

重点対策加速化事業(省エネ分)と基本対策推進事業の要件等の主な相違点



高効率給湯器(エネファーム以外)

	主な相違点	補助率	補助金額 (上限額)
1. 基本対策推進事業	<p>○省CO₂効果による制限はない。同一設備の更新は対象外。</p> <p>※対象となる事業は次ページの表を参照。</p> <p>○以下のいずれかの場合に補助対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電と併せて設置する。 ・既設の太陽光発電を備えている。 ・停電の際、単独で設備の機能を利用できる。 <p>※太陽光発電はいずれも、停電時でも当該設備に給電を継続できるものであること。</p>	定額	2万円
2. 重点対策加速化事業(省エネ分)	<p>○従来の給湯機器等に対して30%以上の省CO₂効果が得られるものであれば、同一設備の更新でも可能</p>	1/2	10~22万円



表. (基本対策推進事業)交換する場合の高効率給湯器の補助対象範囲

交換前の給湯器		設置予定の対象設備	補助対象
高効率給湯器	エネファーム	エネファーム エコキュート等 エコジョーズ エコフィール ハイブリッド給湯器(エコワン等)	×
	エコキュート等 エコジョーズ エコフィール ハイブリッド給湯器(エコワン等) ガスエンジン給湯器(エコウィル)	エネファーム エコキュート等 エコジョーズ エコフィール ハイブリッド給湯器(エコワン等)	○ ×
従来型	電気温水器 都市ガス給湯器 LPガス給湯器 石油給湯器	高効率給湯器 (エネファーム、エコキュート等、 エコジョーズ、エコフィール、 ハイブリッド給湯器)	○

重点対策加速化事業(省エネ分)と基本対策推進事業の要件等の主な相違点



断熱設備

	主な相違点	補助率	補助金額 (上限額)
1. 基本対策推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ○住居を店舗、事務所等と兼用で利用している場合も対象です。 ○窓の改修のみが対象です。設備を設置する開口部の総面積が8㎡以上かつ、施工後の開口部熱貫流率が3.49W/㎡K以下であることが要件です。 	定額	2万円
2. 重点対策加速化事業(省エネ分)	<ul style="list-style-type: none"> ○店舗、事務所等との兼用住宅は不可。 ○居間又は主たる居室(就寝を除き日常生活上在室時間が長い居室等)を中心に改修して下さい。居間又は主たる居室を含まない改修を行う場合は、改修率要件を満たしていても補助対象となりません。 ○導入する断熱材・窓及びガラスは、原則、改修する居室等の外皮部分(住宅の外気に接する部分)全てに設置・施工して下さい。 ○導入する製品については環境省「既存住宅の断熱リフォーム支援事業」、改修する居室等と部位については、同事業のエネルギー計算結果早見表を参考とすること。 	1/3	戸建住宅1戸あたり: 120万円、集合住宅1戸ごと: 15万円(このうち、玄関ドアは、戸建住宅1戸当たり:5万円、集合住宅1戸ごとに:5万円)

重点対策加速化事業(省エネ分)と基本対策推進事業の要件等の主な相違点



高効率空調設備、高機能換気設備、高効率照明機器

		主な要件	補助率	補助上限額
1. 基本対策推進事業	なし			
2. 重点対策加速化事業(省エネ分)	高効率空調設備	○従来の空調機器等に対して 30%以上省CO2 効果が得られるもの。	1/2	5万円
	高機能換気設備	○平时に活用するものであり、次の(a)~(c) の要件を全て満たすこと。 (a) 全熱交換器(JIS B 8628 に規定されるもの)であること (b) 必要換気量(1人当たり毎時 30 m ³ 以上)を確保すること (c) 熱交換率 40%以上(JIS B 8639 で規定)であること ○同一の対象設備からの更新は補助対象外とする。	1/2	5万円
	高効率照明機器	○ <u>調光制御機能</u> を有する LED に限る。 ○ 屋内に設置して使用するものであること。 ○ 同一の対象設備からの更新は補助対象外	1/2	1万円

重点対策加速化事業で「住宅用太陽光発電システム」、「高効率給湯器」、「断熱設備(壁・窓等断熱改修)」いずれかとあわせて行うこと。



基本対策推進事業

→ 国や県内市町等の補助金との併用は可能です。

※重点対策加速化事業との併用は同一設備についてはできない。

重点対策加速化事業(再エネ分・省エネ分)

→ 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金および物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用 (いずれも国庫)

→ 国補助金(住宅省エネ等)や県内市町等の補助金において国庫を財源とするものとの併用は不可。



事業着手日※および工事完了日等



対象設備の 設置日および 工事完了 日(※)	基本対策推進事業 重点対策加速化事業 (省エネ分)	令和8年4月1日(水)～令和9年1月31日(日)まで ※太陽光発電システムを設置し電力会社と太陽光発電システムの電力受給を行う場合は、電力受給を開始した日を工事完了日とします。
	重点対策加速化事業 (再エネ分)	令和8年4月6日(月)～令和9年1月31日(日)まで
	共通	※上記記載の太陽光発電システム以外の対象製品の工事完了日は、工事完了証明書(様式第6号)の日付とします。また工事を伴わない製品の購入に関しては、領収書の発行日の日付とします。
HEMS の購入日	基本対策推進事業	令和8年4月1日(水)～令和9年1月31日(日)まで ※購入日は、領収書の発行日となります。 ※HEMSの購入店が滋賀県内販売店であること。
登録申込書 受付	任意(一部事業のみ)	令和8年5月25日(月)～令和8年12月28日(月)まで

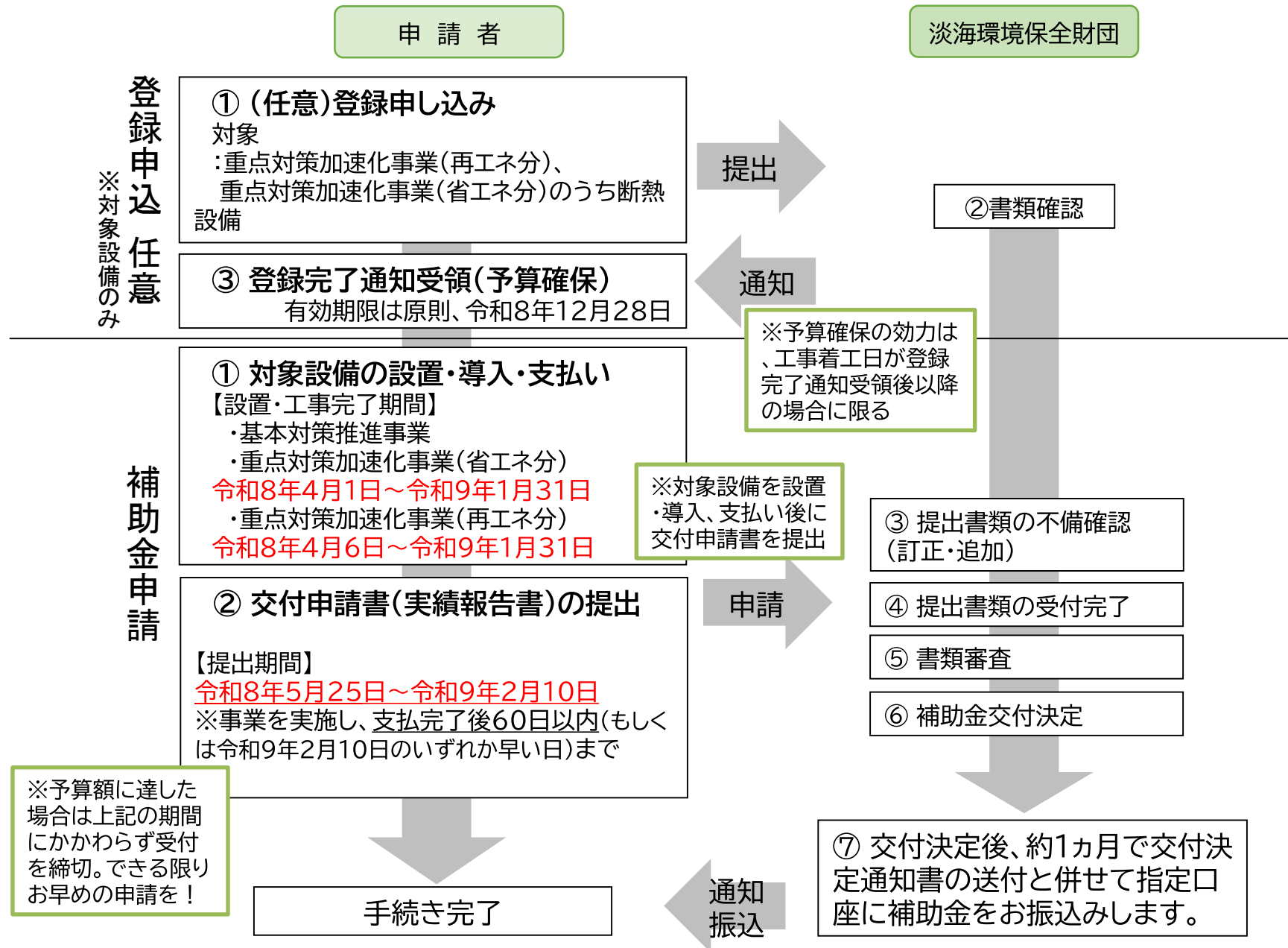
※対象設備の設置に係る事業着手日は、契約締結、前金支払および工事着工等のいずれか早い日。

交付申請書の受付期間

令和8年5月25日(月)～令和9年2月10日(水)17:15(財団終業時間)必着

※事業を実施し、支払完了後60日以内(もしくは令和9年2月10日のいずれか早い日)までに申請書を提出してください

手続きの流れ





重点対策加速化事業（再エネ）の太陽光関連書類の変更

(令和7年度)

電力会社との連携協議書類のコピー

※余剰電力を売電する場合は売電契約書の写し

※余剰電力を売電しない場合は以下の①および②

①電力会社との連携協議書類（系統連系申込書、契約書、申合書等のFIT制度による連系でないこと分かる書類）の写し

②その他付随資料（例えば、単線結線図、発電所構内図等、需要設備のある自家消費型であること分かる図面）下記のいずれか

(令和8年度)

非FIT/FIPであることがわかる書類

※余剰電力を売電する場合は、売電契約書の写しまたは買取り開始メール等の写しが望ましいが、系統連系の承諾と発電量調整供給契約の申込みの両方の書類の写しでも可。

※余剰電力を売電しない場合は、以下の①および②

①電力会社との連系協議書類（系統連系申込、契約、申合等のFIT制度による連系でないこと分かる書類）の写し

②その他付随資料（例えば、単線結線図、発電所構内図等、需要設備のある自家消費型であること分かる図面）



・自家消費率について

- ◆ 重点対策加速化事業（R5～）における太陽光発電システムは、**発電量の30%以上を自家消費**することを要件としています。
- ◆ 設置の翌年度の12月～1月頃に、**発電電力量、売電電力量、自家消費率等について、別途、報告を依頼**しています。
- ◆ 自家消費率30%以上が見込めない場合には、補助金を返還していただくことがあります。
- ◆ **事業者様におかれましては、この旨の周知をいただくようお願いいたします。**

(参考)令和7年度事業の実績



【基本対策推進事業】

補助対象設備		件数(件)
太陽光発電		116
高効率給湯器	エネファーム	27
	エネファーム以外	115
太陽熱利用		0
蓄電池		353
V2H		12
窓断熱設備		45
合計		668

【促進区域内再エネ導入推進事業】

補助対象設備		件数(件)
太陽光発電		4
蓄電池		4
合計		8

【重点対策加速化事業】

補助対象設備		件数(件)
太陽光発電		149
高効率給湯器	エネファーム	37
	エネファーム以外	173
蓄電池		136
高効率空調設備		1
高機能換気設備		0
高効率照明機器		0
断熱改修(壁・窓等)		3
合計		499

(参考)事業所の省エネ化・再エネ導入を支援



- ・事業所における計画的な省エネルギー化・再生可能エネルギー導入を促進
- ・温室効果ガスの排出抑制に寄与するとともに、企業価値の向上・光熱費等のコスト抑制に期待

◆脱炭素経営支援

コーディネーターが事業所に支援制度や支援機関を繋ぐ

脱炭素経営に関する研修会の実施やガイドブック作成・配布

◆省エネ診断

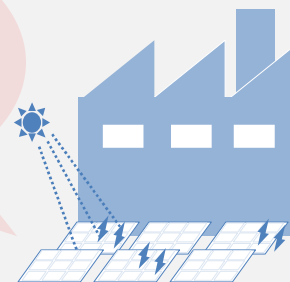
専門家を派遣しエネルギー診断を実施



事前調査
↓
事業所訪問および診断
↓
省エネ診断報告書作成
↓
診断結果報告

◆省エネ・再エネ等設備導入加速化補助金

再エネ等設備の導入を支援



省エネ等設備の改修・導入を支援

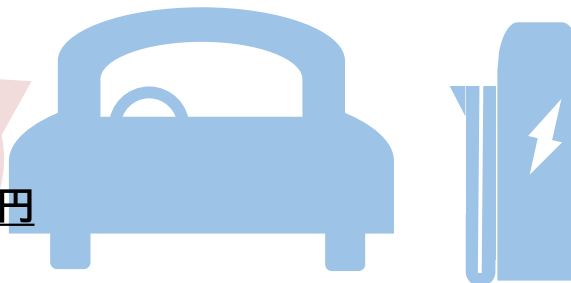
(参考)次世代自動車の普及促進



- ・ 運輸部門等におけるCO₂ネットゼロの取組を促進するため、次世代自動車(EV、PHV、FCV)および充電設備の購入を支援

電気自動車等の導入を支援

補助金額: 10万円 or 20万円



充電設備の導入を支援

補助率: 1/2以内

上限額: 10万円 or 30万円

対象設備		補助対象	事業内容	補助率	補助限度額
次世代自動車	電気自動車(EV)	法人・個人事業者 個人	次世代自動車を導入する事業	定額 <要件> 個人:太陽光発電設備およびV2Hの導入	10万円
	プラグインハイブリッド自動車(PHV)			法人・個人事業者:滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関する条例第44条または同第46条の規定に基づき「自動車管理計画」の策定	20万円
	燃料電池自動車(FCV)				
充電設備	急速充電器	法人・個人事業者	ア)商業施設、宿泊施設等 イ)事務所・工場等 ウ)マンション等に 次世代自動車の充電設備を整備する事業	設備の購入費の1/2以内 (工事費は除く)	30万円
	普通充電器			10万円	

※ 国等の補助金との併用も可能。ただし交付を受ける額を差し引いた額を超えての補助は不可。

※ 個人向け補助要件である太陽光発電設備およびV2Hの導入にあたっては、スマートライフスタイル普及促進事業補助金をご活用いただけます。